

# 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

令和4年9月  
農林水産省

## I 趣旨

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第53号。以下「改正法」という。）による改正後の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第5条の規定に基づく活性化計画の作成手続において、同条第15項、16項等に基づき農業委員会から都道府県機構へ行われる意見聴取に係る当該都道府県機構の業務を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第56条の罰則の適用対象とするほか、所要の規定の整理を行う。

## II 政令案の概要

### (1) 農業委員会等に関する法律施行令の一部改正

市町村又は都道府県が活性化計画を作成し、又は変更しようとする際に行う農業委員会から都道府県機構への意見聴取に係る業務について、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第14条第1号チに追加し、農業委員会等に関する法律第56条の罰則の適用対象とする。

### (2) 関係政令の規定の整理

改正法の施行に伴い生じる法の条ズレ等について、関係政令の規定の整理を行う。

## III 施行期日

令和4年10月1日（改正法の施行の日）